

第2次能代市行財政改革大綱

平成30年3月

能代市

目 次

第1章 序論（行財政改革大綱策定の背景）

- | | | | |
|---|-----------|-----------|---|
| 1 | これまでの取組 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| | ・ 取組 | | |
| | ・ 評価 | | |
| | ・ 成果 | | |
| | ・ 課題 | | |
| 2 | 本市を取り巻く状況 | ・ ・ ・ ・ ・ | 2 |
| | ・ 社会情勢 | | |
| | ・ 行財政運営 | | |
| 3 | 国・県の動向 | ・ ・ ・ ・ ・ | 5 |
| 4 | 行財政改革の必要性 | ・ ・ ・ ・ ・ | 5 |

第2章 総論（基本的な考え方）

- | | | | |
|---|-------|-----------|---|
| 1 | 基本目標 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 2 | 基本方針 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 3 | 構成・体系 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 4 | 推進期間 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 5 | 進捗管理 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| | 体系図 | ・ ・ ・ ・ ・ | 7 |

第3章 各論（実施方針と実施項目）

- | | | | |
|---|--------------|-----------|---|
| 1 | “もの”の改革 | ・ ・ ・ ・ ・ | 8 |
| | （1）歳入の確保 | | |
| | （2）歳出の見直し | | |
| | （3）施設の見直し | | |
| 2 | “ひと”の改革 | ・ ・ ・ ・ ・ | 8 |
| | （4）人材の確保 | | |
| | （5）人材の育成 | | |
| | （6）人材の活用 | | |
| 3 | “しくみ”の改革 | ・ ・ ・ ・ ・ | 9 |
| | （7）市民・民間との協働 | | |
| | （8）事務事業の見直し | | |
| | （9）組織の最適化 | | |

《参考》

- | | | |
|---------|-----------|----|
| 実施項目個別表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 10 |
|---------|-----------|----|

第 1 章 序論（行財政改革大綱策定の背景）

1 これまでの取組

本市では、平成 19 年度に行財政改革大綱を策定し、健全な財政運営の確保、変化に対応できる体制づくり、行政の事務や役割の見直しの 3 分野で 76 の実施項目に取り組んできました。

＜主な取組分野＞

- 健全な財政運営の確保
 - ・歳入の確保
 - ・歳出の整理・適正化
 - ・公会計の整備及び資産・債務管理
 - ・地方公営企業の経営健全化
- 変化に対応できる体制づくり
 - ・行政の透明性の向上
 - ・効率的にサービスを提供できる体制づくり
 - ・定員管理の適正化、給与の見直しの推進
- 行政の事務や役割の見直し
 - ・事務の見直し

＜取組の評価＞

行財政改革の分野	実施 項目数	総 合 評 価			
		A ほぼ達成 80%以上	B 概ね達成 50%以上	C 一部達成 50%未満	D 未達成
健全な財政運営の確保	17	11	2	4	0
変化に対応できる体制づくり	16	12	1	3	0
行政の事務や役割の見直し	43	28	12	2	1
計	76	51	15	9	1

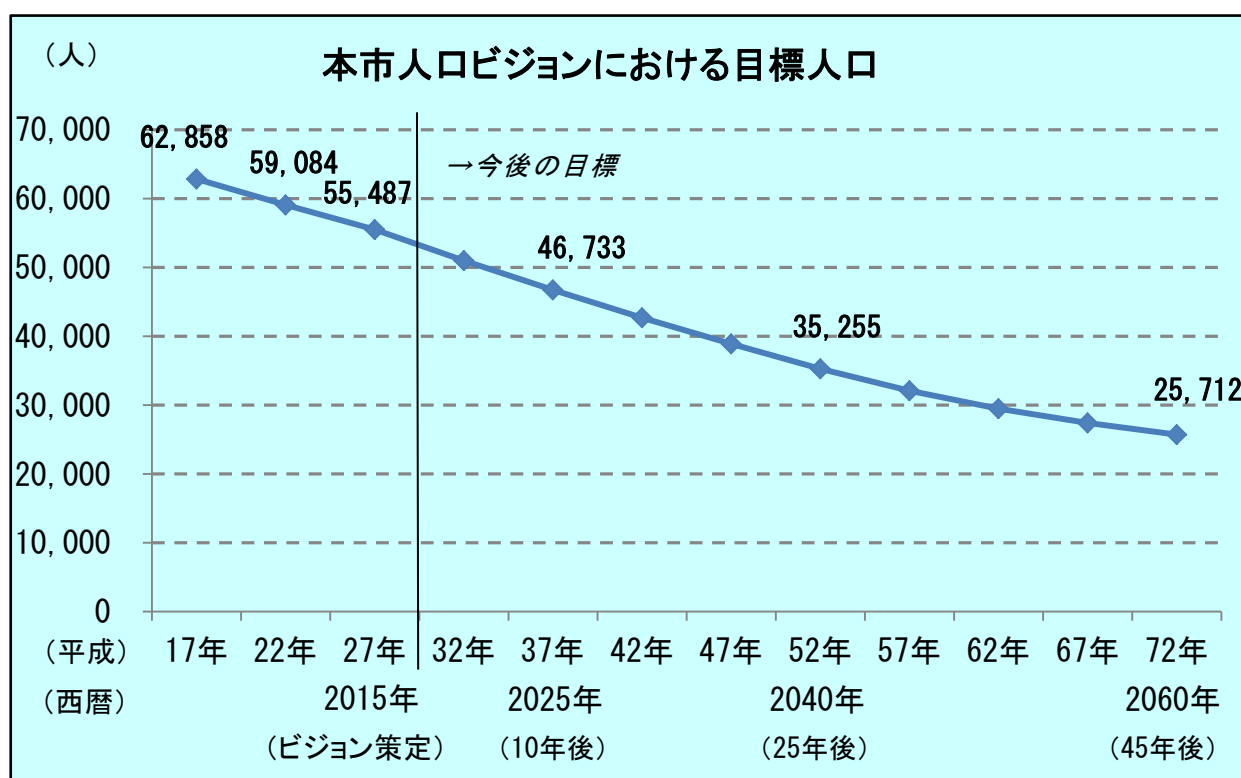
これらの改革の成果として、未利用土地の処分等による歳入の確保、物件費のマイナスシーリング等による歳出の削減が図られました。また、市民サービスセンターの開設や延長窓口の実施、戸籍の電算化により市民の利便性が向上しました。更には、定員適正化計画の策定による職員数の適正化や職員手当見直しによる人件費の削減、学校給食調理・運搬業務の民間委託等による業務の簡素化、効率化、公の施設への指定管理者制度導入による経費削減やサービスの向上が図られたことなどが挙げられます。

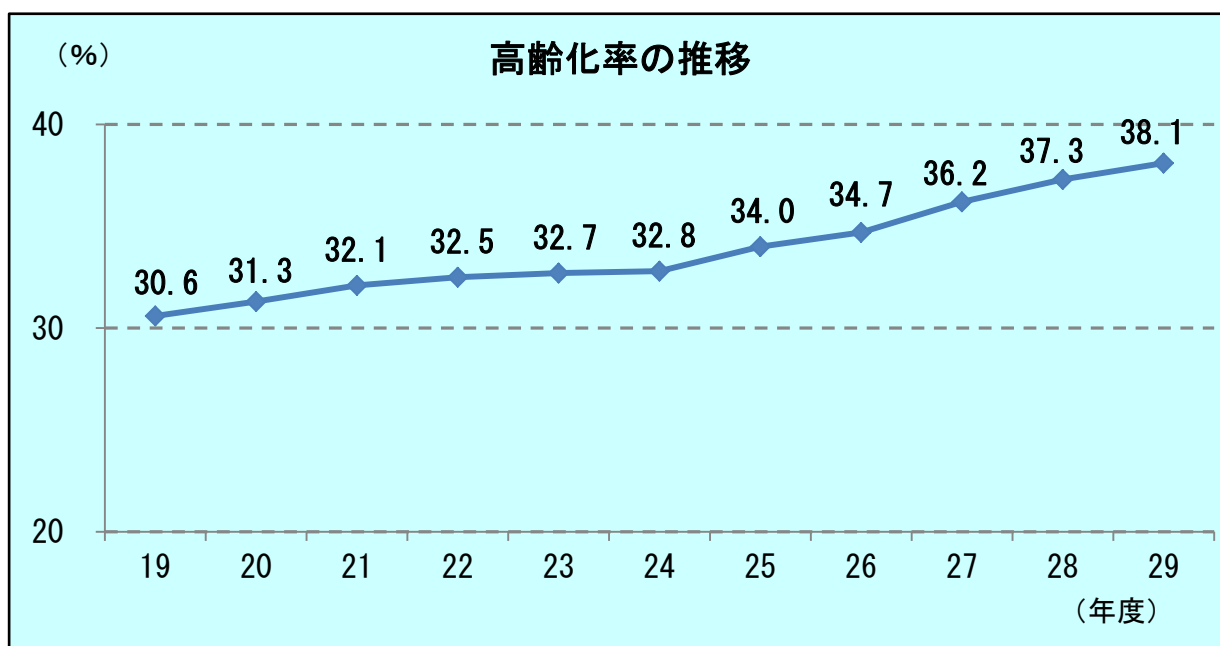
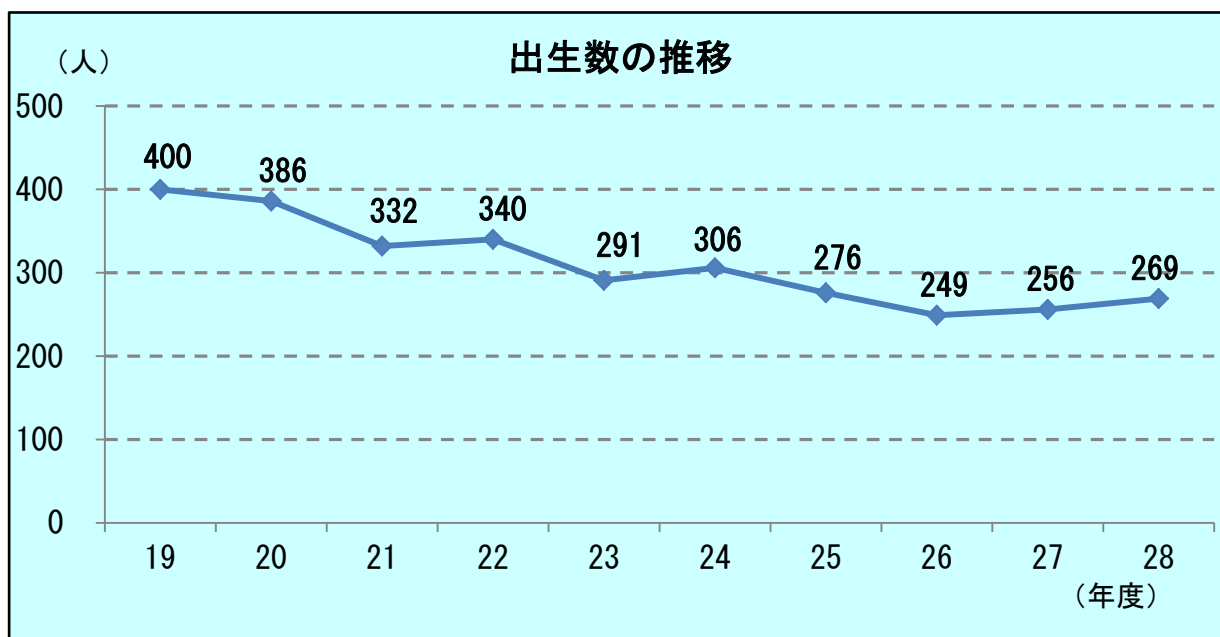
課題としては、地方交付税の減少を見据え、財政運営の安定化に努めるとともに、重要施策への重点配分を更に進め、限られた財源を効果的に市民生活の充実につなげていく必要がある。民間活力を積極的に活用していくうえで、市民満足度の視点から課題を精査し、より効果的な運用を推進していく必要がある。権限移譲や新たな課題への対応など、社会情勢の変化に伴い、業務量と職員数とのバランスを図ることや、さまざまな政策課題に対応できる人材確保や職員の適正配置を図っていく必要があること等が挙げられております。

2 本市を取り巻く状況

時代の変化により、本市を取り巻く状況は大きく変化しております。

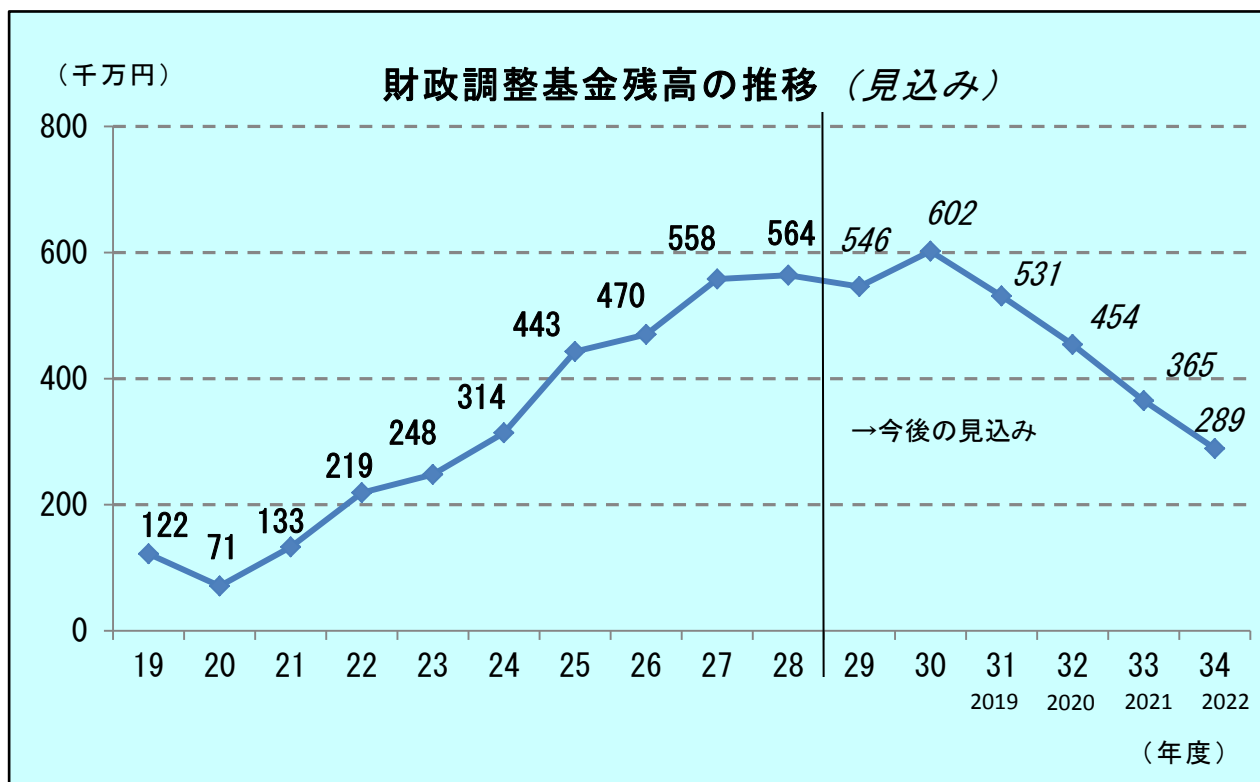
社会情勢面では、平成17年の国勢調査において6万人を超えていた本市の人口は、今後も減少が続くことが見込まれており、平成27年度に策定した能代市人口ビジョンにおいては、平成72年（2060年）の目標人口が25,700人とされております。出生数は、平成19年度において400人でしたが、28年度には269人という状況にあります。高齢化率は、平成19年4月1日現在で30.6%でしたが、平成29年4月1日現在には38.1%という状況にあります。このような人口減少、少子高齢化等により、地域社会の担い手不足、社会保障費の増加、地域コミュニティの衰退等が、行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。



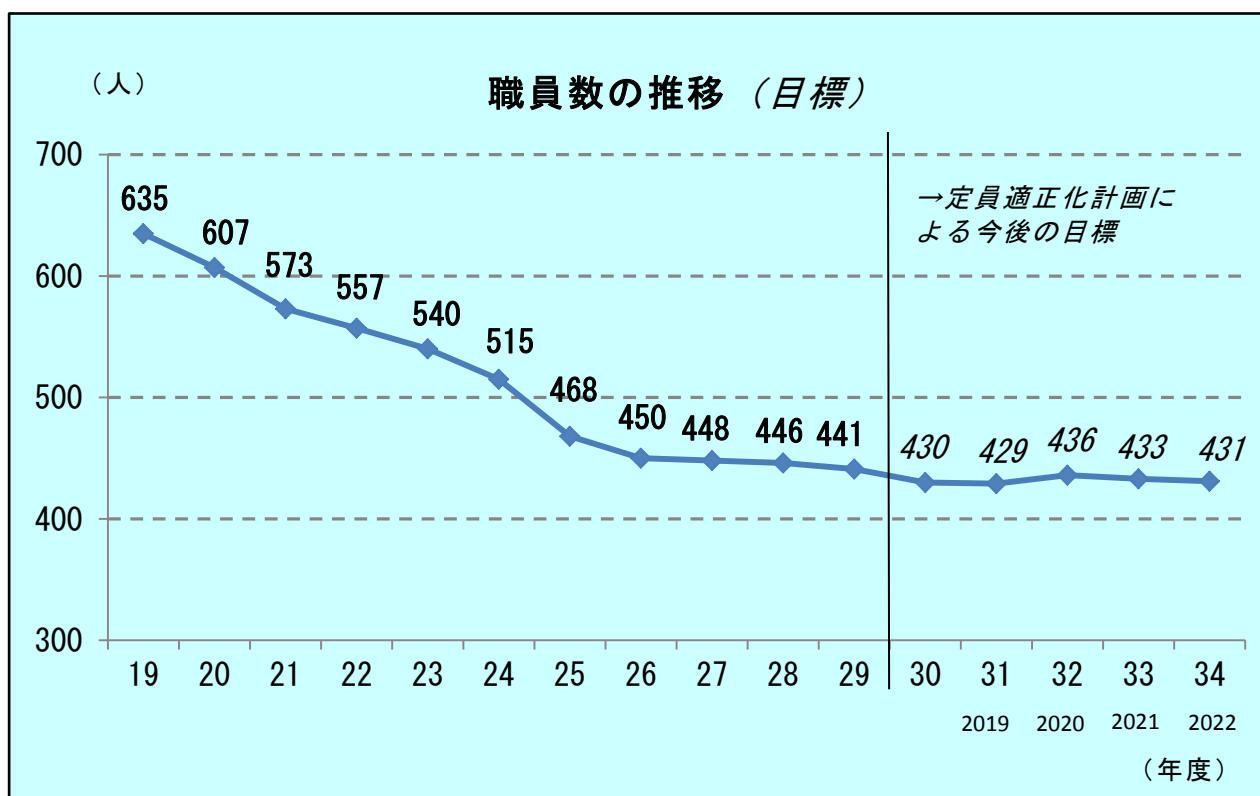


また、行財政運営面では、これまでの行財政改革の取組により、財政の改善等がみられたものの、社会情勢等の影響による市税や交付税の急速な減少等により、中長期的には厳しい財政運営が懸念され、市の貯金に当たる財政調整基金の残高も、平成30年度をピークに減少することが見込まれております。

さらには、市町合併後において職員数を削減してきたものの、権限移譲、地方創生等新たな政策課題への対応により業務量が増加し、職員数とのバランスが保てなくなっている状況にあります。



※29年度以降については、今後の見込みです。



※任期付職員は含まれません。

※28年度以降は再任用職員が含まれます。

※30年度以降については、定員適正化計画による今後の目標です。

3 国・県の動向

国（総務省）においては、経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）等を踏まえた、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項（平成27年8月通知）を策定し、民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、BPR※手法やICT※を活用した業務の見直し、クラウド化の拡大等について積極的に努めるよう地方公共団体に助言しております。また、歳出の効率化を推進するため、業務改革で他団体のモデルとなる取組を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式※を導入し、地方の努力を求めています。更に骨太の方針2017では、窓口業務の民間委託、クラウド化の全国展開推進等による地方行財政の構造改革を推進するとしております。

また、平成30年度予算編成の基本的考え方として、経済・財政一体改革を加速するとし、改革に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」との方針の下、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革という「3つの改革」を確実に進めていく必要があるとしております。

※BPR（Business Process Re-engineering：抜本的な再構築による業務改革手法）

※ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術の駆使）

※トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映）

県においては、36項目の取組で構成された、秋田県新行財政改革大綱（第2期）」（推進期間：平成26年度～29年度）により、行財政改革に取り組んでおり、改革の柱は、県民や市町村との協働・連携（9項目）、行政の質と効率の向上（17項目）、健全な財政運営（10項目）となっております。29年度からは、県民との意見交換会等を開催しながら、新たな大綱（30～33年度）の策定を進めております。改革の柱は、効率的で質の高い行政基盤の構築、秋田の未来創造を支える人づくり、健全な財政運営とし、30年3月に決定・公表予定となっております。

4 行財政改革の必要性

このような状況の中で、本市最上位計画である第2次総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策・事業を着実に実施していくためには、業務量と職員数のバランスを図りながら、持続可能な行財政運営基盤を確立することが不可欠であります。

最少経費で最大効果を発揮できるよう、行財政運営の基盤となる行政資源である財源や財産（もの）及び人材（ひと）の確保・活用とそのための組織や体制（しくみ）の再構築を行う必要があります。

そのため、新たな行財政改革大綱を策定し、市民サービスへの影響も考慮しながら、なお一層の行財政改革に取り組む必要があります。

第2章 総論（基本的な考え方）

1 基本目標

本大綱により実現したいこと（目指す姿）として、
「持続可能な行財政運営基盤の確立」を基本目標とします。

2 基本方針

基本目標を達成するための取組（改革）の方向性（柱）を次の3つとします。

もの 行政資源の財源・財産面から、施策・事業の推進に活かせるよう、なお一層の歳入の確保と歳出の見直しに取り組み、施設の見直しと併せ、将来にわたり持続可能な財政運営基盤の確立を目指します。

ひと 行政資源の人材面から、施策・事業の推進に活かせるよう、新たな政策課題に対応できる人材の確保・育成・活用、職員数の適正化等に取り組み、持続可能な行政運営基盤の確立を目指します。

しくみ 行政の組織・体制面から、施策・事業の推進に活かせるよう自助・共助・公助のバランスがとれた市民・民間との協働、スリム化を目指した事務事業の見直し、効率的で機能的な組織の最適化に取り組みます。

3 構成・体系

基本方針における取組（改革）の課題を〈実施方針〉、実施方針の課題解決策として、〈実施項目〉を定め、実施項目を具体的な改革取組事項とします。

社会情勢や行財政運営の状況の変化に柔軟・迅速に対応するため、実施項目については、随時、改定・見直しできることとします。

※体系図：7ページ参照

4 推進期間

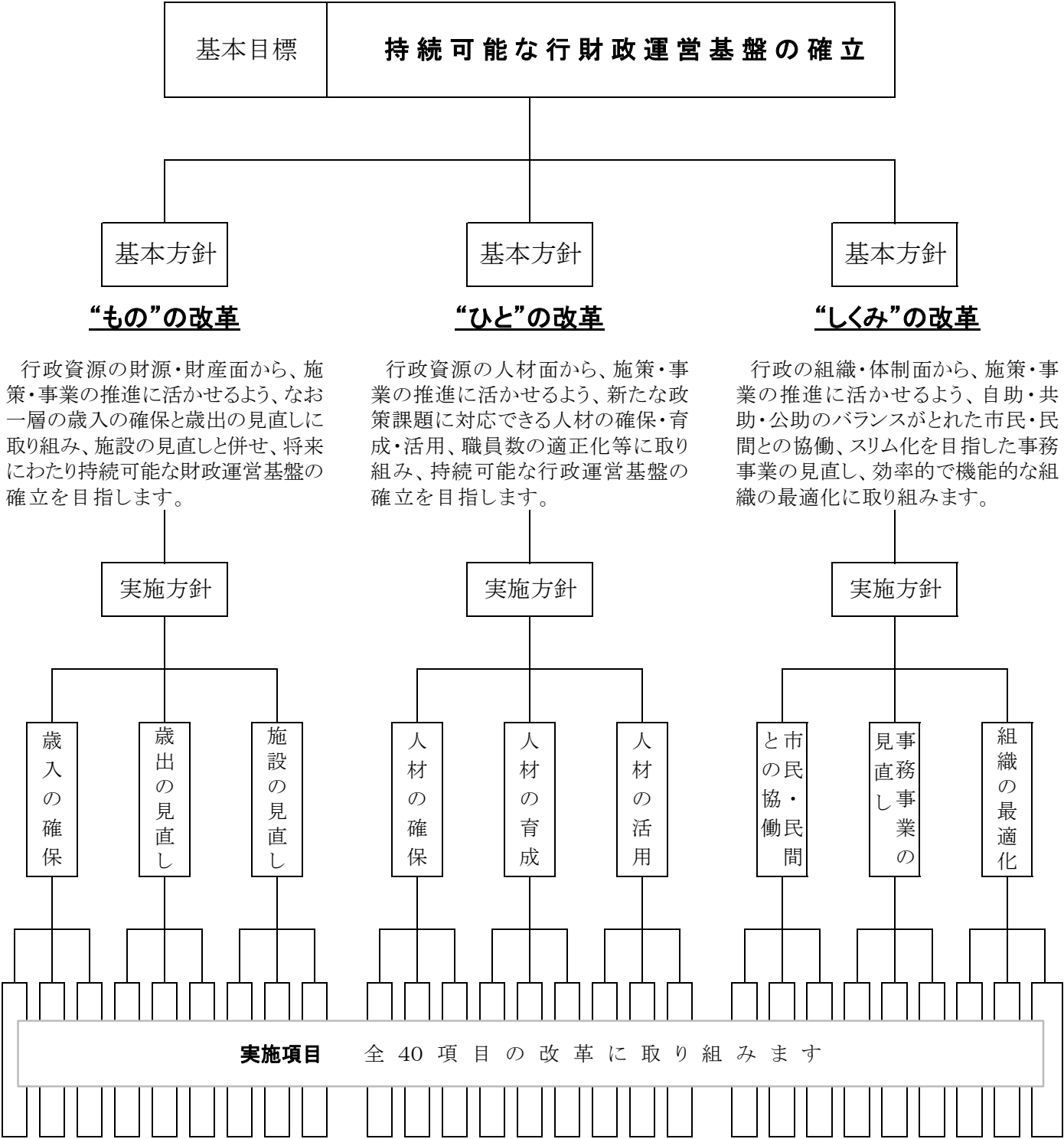
本大綱の推進期間は、第2次総合計画前期基本計画期間との整合性を図り、平成30年度から5年間とします。

5 進捗管理

本大綱の進捗管理は、市長を本部長とする「能代市行政改革推進本部」が毎年、進捗状況を取りまとめ、市議会、行財政改革推進委員会に報告し、意見等を伺うとともに、広報のしろや市ホームページで公表することとします。

第 2 次 能 代 市 行 財 政 改 革 大 綱

体 系 図



第3章 各論（実施方針と実施項目）

基本目標である「持続可能な行財政運営基盤の確立」と、基本目標を達成するための取組（改革）の方向性（柱）とした3つの基本方針「もの」「ひと」「しくみ」のもとに、基本方針の取組（改革）課題として、次の**実施方針**を設け、それぞれの実施方針の課題解決策として具体的取組事項（**実施項目**）を設定し、取組を推進します。

基本方針 1 “もの”の改革

実施方針（1）歳入の確保

- 実施項目 1 産業振興等による税收等の確保
- 実施項目 2 公の施設の使用料の見直し
- 実施項目 3 未利用財産の処分・活用

実施方針（2）歳出の見直し

- 実施項目 4 内部管理経費の見直し
- 実施項目 5 市単独補助金の見直し
- 実施項目 6 市単独事業の終期等設定の徹底

実施方針（3）施設の見直し

- 実施項目 7 公共施設等総合管理計画における個別施設計画の策定及び推進
- 実施項目 8 公共施設のバリアフリー化の推進
- 実施項目 9 市立保育所の民間移管等
- 実施項目 10 能代東デイサービスセンターの廃止
- 実施項目 11 檜山診療所の廃止
- 実施項目 12 保健センターのあり方の検討
- 実施項目 13 小規模小学校の統合
- 実施項目 14 常盤中学校の統合
- 実施項目 15 ニツ井公民館分館の統廃合の検討

基本方針 2 “ひと”の改革

実施方針（4）人材の確保

- 実施項目 16 定員適正化計画の推進

実施方針（５）人材の育成

実施項目 １７ 人材育成基本方針の見直し

実施項目 １８ 人事評価制度の充実

実施方針（６）人材の活用

実施項目 １９ ワーク・ライフ・バランスの推進

実施項目 ２０ 女性活躍の推進

基本方針 ３ “しくみ”の改革

実施方針（７）市民・民間との協働

実施項目 ２１ 民間活力活用の推進

実施項目 ２２ 各種委員会等への市民参加の推進

実施項目 ２３ 指定管理者制度運用の見直し

実施項目 ２４ 自主防災組織設立と防災士養成の推進

実施項目 ２５ 政策評価の実施

実施項目 ２６ 地域コミュニティ活動の推進

実施方針（８）事務事業の見直し

実施項目 ２７ 業務改革（ＢＰＲ手法）の導入

実施項目 ２８ 各種団体の事務局移管

実施項目 ２９ 総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）の委託

実施項目 ３０ 統一的な基準による地方公会計の活用
(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成)

実施項目 ３１ 申告相談受付会場の見直し

実施項目 ３２ 納税貯蓄組合の見直し

実施項目 ３３ 介護認定調査業務の委託

実施項目 ３４ 窓口業務の見直し

実施項目 ３５ 道路台帳の統合

実施項目 ３６ 投票所の再編

実施方針（９）組織の最適化

実施項目 ３７ 組織・機構の見直し

実施項目 ３８ 会計年度任用職員制度への対応

実施項目 ３９ 適正な債権管理体制づくり

実施項目 ４０ 各種委員会等の見直しと委員数の削減

○実施項目個別表

歳入の確保

1 産業振興等による税収等の確保						
所 管 課	農業振興課・商工港湾課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	歳入の根幹である市税を確保し、安定的に市政を運営していくため“稼ぐ”視点から、地域の特産・特性を活かした産業振興や雇用確保等を図る施策を推進する。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①戦略作物等の販売額を増加させるための施策の検討及び実施 ②地域資源を活かした市民所得・市税等を増やすための施策の検討及び実施	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶					①戦略作物等の生産拡大 ②洋上風力発電事業の促進

2 公の施設の使用料の見直し						
所 管 課	財政課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	消費税率引き上げが予定されているため、公の施設の使用料への転嫁について検討を行い、受益と負担の公平性を確保する必要がある。消費税率10%への引き上げは、平成31年10月からの予定である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①使用料の調査 ②料金改定の検討 ③方針決定 ※料金改定を行う場合 ④市民周知 ⑤料金改定	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①～④実施 ◆-----▶	⑤実施				

3 未利用財産の処分・活用						
所 管 課	財政課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	未利用地の処分・活用により財源の確保を図る。			改 革 の 具 体 (実施内容)	未利用地については、売り払いや貸付を進める。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶					

歳出の見直し

4 内部管理経費の見直し						
所 管 課	財政課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	歳入規模に見合った財政運営を行うため、歳出の適正化・効率化を図り内部管理経費（経常物件費、維持補修費等）を削減する。			改 革 の 具 体 (実施内容)	内部管理経費について、効果的な査定方法を検討し、一般財源ベースでの削減を図る。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶					

5	市単独補助金の見直し					
所 管 課	財政課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	市単独補助金は、金額及び件数は増加傾向にあり平成29年度当初予算一般財源ベースで約5億8千万円となっている。人口減少などによる市税の減少、普通交付税の合併算定替の段階的終了などにより、財源確保は極めて厳しい状況である。このため、市単独補助金の見直しに関する基準に基づき、整理合理化を図る。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①市単独補助金の見直しに関する基準に基づいて、通算3年以内で交付を終了する。継続の必要性が認められる場合もあるため、3年を経過した際に改めて見直しを行う。 ②補助事業を創設・拡充する場合は、事業期間及び事業費の総額を定める。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶					

6	市単独事業の終期等設定の徹底					
所 管 課	総合政策課			関 係 課	財政課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	市が一般財源で独自に実施する事業について、終期や検証時期の設定がないまま継続されているものが多く、取組の硬直化が進み、社会情勢等の変化への柔軟な対応がしにくい状況にある。			改 革 の 具 体 (実施内容)	市の総合計画実施計画の策定過程において、市単独事業の終期や検証時期の設定を徹底し、柔軟な取組ができる体制をつくる。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶ (実施計画一部変更)	(実施計画策定)	(実施計画一部変更)	(実施計画一部変更)	(実施計画策定)	実施計画の策定・変更の過程において、終期等の設定を随時行う。

施設の見直し

7	公共施設等総合管理計画における個別施設計画の策定及び推進					
所 管 課	財政課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	厳しい財政状況が続く中で今後、人口減少などにより公共施設等の需要が変化していくことが予想されることから、個別に公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化に取り組む。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①公共施設等マネジメント推進会議を設置し、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定する。 ②個別計画策定後において、情勢の変化に応じて、廃止・解体等可能な施設がないか調査・再検討し、見直しを行う。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①実施 ◆-----▶			②実施 ◆-----▶		

8	公共施設のバリアフリー化の推進					
所 管 課	福祉課			関 係 課	施設所管課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりのため、高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律の趣旨を踏まえて、公共施設のバリアフリー化に努める。			改 革 の 具 体 (実施内容)	施設の改修や新設の際、秋田県の公共施設等のバリアフリー化6項目に対応した整備をする。 ①車いす用駐車場（障害者等用駐車区画） ②スロープ（出入口段差解消） ③手すり付洋式便器 ④手すり付小便器 ⑤車いす用トイレ ⑥階段の手すり	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶ 19.1%	19.9%	20.7%	21.5%	22.3%	2017年度の公共施設等のバリアフリー化の6項目クリア率が18.3%であり、2022年度に22.3%を目指す。

9 市立保育所の民間移管等						
所 管 課	子育て支援課			関 係 課	市民福祉課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	市立保育所については、補助制度が維持されている私立保育所の方が多様なニーズに沿ったサービスを提供しやすいこと、財政面で見た場合に市の負担が少ないことから、民間移管を基本とする。 ただし、国・県の動向や入所児童数の動向のほか地域の状況等を踏まえ、定員の見直しや施設の廃止を合わせて検討し、その方向を決定する。			改 革 の 具 体 (実施内容)	第四保育所は、平成34年度末で廃止する。 第一・二ツ井・きみまちについては民間移管等の時期について検討する。 (「市立保育所の今後の方針」平成28年8月一部見直し)	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----→		方針決定		第四保育所 廃止手続	

10 能代東デイサービスセンターの廃止						
所 管 課	長寿いきがい課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	建物は築44年、設備も設置から17年が経過し老朽化が進んでいる。今後、運営を維持していくには設備の更新や建物の修繕等の費用負担が必要になってくる。能代市内のデイサービスの稼働状況も利用希望者の受け入れに余裕がある状態である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	大規模な改修を行わず、廃止に向けた準備を進める。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
		廃止手続 ◆-----→	廃止			

11 檜山診療所の廃止						
所 管 課	健康づくり課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	H27.6から檜山診療所の診療開設日を毎週火曜から第2・4火曜へ変更した。1日平均の利用者数は年々減少しており、H28は1人、H29.8末では0.4人となっていることから、廃止に向けた検討が必要である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	檜山診療所の廃止に向けた準備を進める。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検 討 方針決定 ◆-----→	廃止手続	廃止			

12 保健センターのあり方の検討						
所 管 課	健康づくり課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	成人健診業務の大部分は能代市山本郡医師会及び能代山本医師会病院に委託して実施している。職員人件費のほか、施設管理費など費用が大きく収入を上回っていることから、効率的に実施できる方法を探りつつ将来的に廃止も視野に含めた検討が必要である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	将来的に廃止も視野に含めた検討をしていく必要があるが、年間5,000人以上の受診者の受け入れ先の確保が課題である。施設の耐用年数も考慮しながら検討していく。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----→				方針決定	

13	小規模小学校の統合					
所 管 課	学校教育課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	未来ある子どもたちの教育環境を整える観点から、複式学級を有し、かつ現状の少人数が将来的に続くと思込まれる小規模小学校について、統合が必要となっている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①崇徳小学校・鶴形小学校は平成31年4月1日に第五小学校へ統合する。 ②朴瀬小学校・竹生小学校・常盤小学校は平成32年4月1日に向能代小学校へ統合する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①統合手続 ◆-----	①統合 ②統合手続 -----	②統合 -----▶			

14	常盤中学校の統合					
所 管 課	学校教育課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	地域からの要望を受け、未来ある子どもたちの教育環境を整える観点から、少人数が将来的に続くと思込まれる常盤中学校について、統合が必要となっている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	平成31年4月1日に東雲中学校へ統合する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	統合手続 ◆-----	統合 -----▶				

15	ニッ井公民館分館の統廃合の検討					
所 管 課	生涯学習・スポーツ振興課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	ニッ井公民館には、ニッ井地域全域をカバーする10分館があり地区活動を行っているが、各地区の規模は10世帯から1,500世帯と差がある。地区活動が困難になりつつある小規模地区の分館については、統廃合の検討が必要である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	当面は現在の活動形態を維持するが分館組織の再編等については、地区活動の状況をみながら地域との協議を進める。組織再編等により不用となる分館は、地元への譲渡を含めて検討する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----		検討・協議 -----▶◆-----			H30年度に、馬子岱分館の建物を地元町内会に無償譲渡予定。

人材の確保

16	定員適正化計画の推進					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	業務量と職員数のバランスを保ちながら、財政的にも持続可能な行政運営を行う。			改 革 の 具 体 (実施内容)	定員適正化計画に基づき以下の取組を行う。 ①事務事業の見直し ②業務の委託化、民営化等の推進 ③簡素で効率的な組織づくり ④多様な任用・勤務体制 ⑤職員の能力開発	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----					

人材の育成

17	人材育成基本方針の見直し					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	変化する社会情勢や市民ニーズに対応する人材を育成するとともに、より一層の行政サービスの向上を図る。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①市民が求める職員像の見直し ②効果的、効率的な働き方の推進 ③会計年度任用職員を含めた研修制度の確立	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
			調査 ◆-----▶	検討	実施	

18	人事評価制度の充実					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	人事評価制度を活用し、職員の士気の向上を図る。また、客観性の高い人事評価により、人事配置の適正化を図る。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①人事評価制度の検証、見直し ②人事配置の適正化	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶					

人材の活用

19	ワーク・ライフ・バランスの推進					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	職員が元気に働ける職場づくりの推進や育児・介護など多様な事情を抱えた職員一人ひとりが仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境の整備が必要となっている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①柔軟な働き方の検討 ②事務事業の見直し・改善 ③職員の意識改革 ④特定事業主行動計画の推進	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶					

20	女性活躍の推進					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	女性職員の個性と能力が十分に発揮されるよう、現状を把握し、特定事業主行動計画を推進する必要がある。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①特定事業主行動計画の数値目標の管理 ②女性職員の意見を基に必要に応じて計画を見直し ③新たな特定事業主行動計画の策定	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①実施 ◆-----▶		②実施	③実施		

市民・民間との協働

21	民間活力活用の推進					
所 管 課	総務課			関 係 課	全課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	民間活力を活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図り、もって民間活力の向上も図る。			改 革 の 具 体 (実施内容)	各課の業務について、企業、団体、NPO等への業務委託等による民間活力の活用を推進する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶	-----	-----	-----	-----▶	

22	各種委員会等への市民参加の推進					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	行政に広く市民の声を反映させるため、市民参加の機会を広げる。			改 革 の 具 体 (実施内容)	委員の選任重複状況を管理し、できるだけ多くの市民が、市政に参画できるようにする。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	調査・実施 ◆-----▶	-----	-----	-----	-----▶	

23	指定管理者制度運用の見直し					
所 管 課	総務課			関 係 課	指定管理者導入施設所管課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	指定管理者制度導入により、民間活力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ってきているが、制度導入から10年を経過し、課題もあるため、見直しが必要である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①適正な指定管理料のあり方の検討 ②運用指針の見直し	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶	-----	-----	-----	-----▶	

24	自主防災組織設立と防災士養成の推進					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	自主防災組織が担う自助・公助の取組は、地域防災力の根幹を成すものであり、設立促進や活動強化のための支援が必要である。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①自治会・町内会や火災予防組合等に働きかけ、自主防災組織の設立を促進する。 ②防災士養成講座を実施し、地域防災力の中心となる人材を育成する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶	-----	-----	-----	-----▶	①毎年度30組織以上 ②31年度以降は1自治会・町内会1人以上

25	政策評価の実施					
所 管 課	総合政策課			関 係 課	関係各課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	市の施策・事業を成果志向で実施していくため、総合計画基本計画で政策分野ごとに設定する目標指標をもとに、評価を行う。			改 革 の 具 体 (実施内容)	総合計画実施計画の策定サイクルに合わせて総合計画市民協働会議を設置し、目標指標の進捗状況をもとに評価を行い、市の施策・事業に反映していく。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
		実施 (実施計画 策定)			実施 (実施計画 策定)	

26	地域コミュニティ活動の推進					
所 管 課	市民活力推進課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	市民が主体的に地域づくりに取り組むための支援を行い、地域の活性化に向けたコミュニティ活動の推進に取り組む必要がある。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①まちづくり活動の活性化に向けた支援の充実 ②地域コミュニティ活動推進に向けた人材育成の充実 ③市民活動団体に対する情報提供・相談体制の充実	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶					

事務事業の見直し

27	業務改革（BPR手法）の導入					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	更なる業務の効率化のため、業務プロセスを全面的に再構築する業務改革（BPR手法）の導入について検討する。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①業務改革の事例調査 ②研修への参加 ③実施手法の検討	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----▶		実施			

28	各種団体の事務局移管					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	各種団体の事務局業務の多くを市が行っており、業務量増加の原因のひとつとなっている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	市の役割を、原則として団体への助言、活動場所の提供、補助金による支援等に限り、当該団体もしくは関連団体へ、事務局を移管できるよう検討する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 協議 実施 ◆-----▶					

29	総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）の委託					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 （実施理由）	総務関係事務は、システム等を導入して事務処理を行っているが、事務量が多く職員の負担となっていることから、委託について検討する。			改 革 の 具 体 （実施内容）	給与関係、旅費等について、各課で行っている事務を見直すことで全体的な事務軽減につながるよう検討する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----▶		実施			

30	統一的な基準による地方公会計の活用 （貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成）					
所 管 課	財政課			関 係 課		
改 革 の 目 的 （実施理由）	複式簿記・発生主義による会計手法を導入することで、財政運営や政策形成において、資産の増減、負債の将来負担など財務情報を有効に活用でき、また、市民や議会にわかりやすく説明できる。			改 革 の 具 体 （実施内容）	①期末一括複式仕訳 ②財務書類4表の作成 ③予算編成等への活用 ④公表	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	実施 ◆-----▶					

31	申告相談受付会場の見直し					
所 管 課	税務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 （実施理由）	これまで地域ごとに会場を設け実施している税申告については、職員の申告会場への移動のほか、会場設営に伴う用品の搬入やネットワーク設定等に多くの時間が費やされている。新庁舎の完成により市庁舎に大会議室や来庁者用駐車場が整備されたことに伴い、申告会場について見直しを行い、業務量の削減を検討する。			改 革 の 具 体 （実施内容）	①H30年の申告から中央公民館会場を新庁舎大会議室に移す。 ②向能代、南、扇瀬、檜山、鶴形、常盤の各地域センター会場については、廃止・縮小等集約が可能か検討し、H30年中に方針を決定する。 ③二ツ井地域については現状のまま二ツ井庁舎で実施する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①実施 ②方針決定 ◆-----▶	②実施				

32	納税貯蓄組合の見直し					
所 管 課	税務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 （実施理由）	組合員の高齢化や減少が進むとともに口座振替、コンビニ収納で納税環境が整備され、納税貯蓄組合の役割の見直しが必要となっている。			改 革 の 具 体 （実施内容）	事務局案を提示して、納税貯蓄組合及び補助金の見直しを行う。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・協議 ◆-----▶		実施			

33	介護認定調査業務の委託					
所 管 課	長寿いきがい課			関 係 課	市民福祉課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	効率的に認定調査を実施するため認定調査の委託等その手法を県内各市の状況を参考に検討する。			改 革 の 具 体 (実施内容)	介護認定調査業務の委託について検討を進める。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----▶	-----	-----	実施 -----▶		

34	窓口業務の見直し					
所 管 課	市民保険課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	これまで、証明書発行窓口では、申請書を分かりやすいものに変更したり、記載例を掲示したり、案内係員を配置する等、窓口業務の見直しを図ってきたが、未だに窓口の混雑の解消には至っていない。 近年、手続きの審査が複雑になってきていることなどから、高齢者に対する説明の必要性が増しているため、きめ細かな説明だけでなく、手続きの簡略化が必要となってきている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①証明書交付申請書の印刷システムの検討 ②マイナンバーカード等を利用した申請書の発行及び証明書発行システム（コンビニ交付等）の検討	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①検討 ◆-----▶ ②検討 ◆-----▶	-----	①実施 -----▶	-----	②実施 -----▶	

35	道路台帳の統合					
所 管 課	道路河川課			関 係 課	建設課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	能代地域・二ツ井地域で形式の違う道路台帳を各々管理しているため、二重事務が発生し、非効率な状況となっている。 道路台帳が紙ベースであるため、市道路線や幅員等の問合せに対し時間を要しているほか、原図の老朽化により保存性が低下している。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①道路台帳を統合し、一つの形式とする。 ②道路台帳の電子化及び道路管理システム導入 ③公会計制度導入に伴う資産管理に対応	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討 ◆-----▶	実施 ▶◆-----	-----	-----	-----▶	

36	投票所の再編					
所 管 課	選挙管理委員会事務局			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	国、県の選挙における執行経費交付金の削除への対応や人口減、職員数減により担い手が減っている投票管理者・立会人・事務従事者の確保が課題となっている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	名簿登録者数を基準とした投票所の再編を行う。廃止する投票所へは代替え措置を検討する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	調査 検討 実施 ◆-----▶	-----	-----	-----	-----▶	

組織の最適化

37	組織・機構の見直し					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	限られた人員と財源の中で、変化する社会情勢や市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、簡素で効率的な組織・機構を目指す。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①新たな行政課題に対応する。 ②設置目的や役割の適正規模等を検証し、課等の統廃合を図る。 ③類似業務、関連業務を市民の利便性向上のため集約する。 ④見直しに合せ事務決裁の簡素化を図る。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶				-----▶	長期的な視点に立ち、進めていく。

38	会計年度任用職員制度への対応					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	会計年度任用職員制度への移行に伴い臨時職員管理の一元化を検討する必要がある。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①臨時職員が必要な事務事業の見直し ②臨時職員の配置の見直し ③人事管理システムの改修	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①②実施 ◆-----▶	③実施 -----▶	制度開始 一元管理 ◆-----▶		-----▶	

39	適正な債権管理体制づくり					
所 管 課	総務課、税務課			関 係 課	財政課	
改 革 の 目 的 (実施理由)	効果的で効率的な債権管理体制の構築が必要となっている。			改 革 の 具 体 (実施内容)	①平成31年度に強制徴収公債権の徴収に関する事務の一元化業務開始 ②非強制徴収公債権及び私債権の取り扱いの統一及び一元化の検討	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	①システム等準備◆-----▶	①実施 ②検討 ◆-----▶			-----▶	

40	各種委員会等の見直しと委員数の削減					
所 管 課	総務課			関 係 課		
改 革 の 目 的 (実施理由)	効果的で効率的な、各種委員会等のあり方について検討する必要がある。			改 革 の 具 体 (実施内容)	設置の目的や必要性（法定、任意）を精査し、統廃合・運用方法・定数等の検討を行う。併せて委員の報酬等のあり方について検討する。	
改 革 の 実 施 時 期	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	備考
	検討・実施 ◆-----▶				-----▶	